

消防法（昭和23年法律第186号）第17条の9第1項の規定に基づき、鳥取県知事の委任に係る消防設備士試験を次のとおり実施する。

平成22年6月1日

財団法人消防試験研究センター理事長 関 口 和 重

1 試験の種類及び日時

試験の種類	区 分	日 時
甲種消防設備士試験	特類、第1類、第2類、第3類	平成22年8月1日（日）午後2時から
	第4類、第5類	平成22年8月1日（日）午前9時30分から
乙種消防設備士試験	第1類、第2類、第3類	平成22年8月1日（日）午後2時から
	第4類、第5類、第6類、第7類	平成22年8月1日（日）午前9時30分から

2 試験の場所

鳥取市尚徳町101-5 とりぎん文化会館（鳥取県立県民文化会館）

米子市末広町294 米子コンベンションセンター

3 受験願書の受付期間

平成22年6月7日（月）から同月23日（水）まで（郵送による場合は、同日までの消印のあるものに限り受け付ける。）

4 受験願書の提出先

〒680-0011 鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第二庁舎8階

財団法人消防試験研究センター鳥取県支部（持参又は郵送によること。）

5 受験手数料及び納付方法

受験手数料は、甲種消防設備士試験にあつては5,000円、乙種消防設備士試験にあつては3,400円とし、所定の方法により納付すること。

6 その他

(1) 受験願書の用紙は、財団法人消防試験研究センター鳥取県支部、鳥取県防災局消防チーム、各消防局及び各地区危険物保安協会において交付する。

(2) 試験の詳細については、財団法人消防試験研究センター鳥取県支部（電話0857-26-8389）に照会すること。

(3) 受験の手続は、インターネットの財団法人消防試験研究センターのホームページ（<http://www.shoubo-shiken.or.jp/>）からも行うことができるものとし、受付期間は、平成22年6月4日（金）午前9時から同月20日（日）午後5時までとする。

(4) インターネットによる受験の手続に関することは、財団法人消防試験研究センター電子申請室（電話0570-07-1000）に照会すること。